平成２５年（フ）第１６８号
宮城県加美郡加美町字町裏八番48番地１　マロンハイツ105号
債務者　松川かほる
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１７１号
宮城県大崎市三本木字南町２番地１
債務者　高橋　美穂
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
宮城県栗原市志波姫沼崎待江２番地
債務者　伊藤　光敏
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第６号
三重県津市高茶屋５丁目３番45号　里の上ハイツ203号、前住所三重県津市高茶屋小森町2221番地11
債務者　末吉　優二
１　決定年月日時　平成26年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９１５号
神戸市中央区多聞通５丁目３番３号　多聞サンクレバー３Ｄ
債務者　荻野真理子
１　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９３３号
神戸市兵庫区上沢通５丁目２番７―501号
債務者　増野　礼子
１　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９８１号
神戸市須磨区白川台５丁目７番地の２　農住Ⅰ―102号、従前の住所神戸市須磨区北落合６丁目２番１―405号
債務者　小野　和子
１　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１号
愛媛県松山市河中町398番地
債務者　三好　宮子
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで　松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４号
宮崎市波島２丁目37番24号
債務者　嶺石　一男
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５号
宮崎市大工２丁目118番地　榎木田アパート102号
債務者　上米良ひろ子
１　決定年月日時　平成26年２月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４号
長野県飯田市鼎中平2867番地５
債務者　熊谷　和美
１　決定年月日時　平成26年２月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第１９２号
富山市永楽町８番９号
債務者　湯上　　彬
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６５号
広島県福山市南手城町２丁目23番９号　ハイツ南手城Ｄ
債務者　城迫　清子
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２６６号
広島県福山市新涯町１丁目32番25―301号
債務者　城迫　賀朗
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第４号
熊本市東区小山２丁目16番30号　プライム203
債務者　大野　美紀（旧姓山下）
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２７号
熊本市南区御幸木部１丁目９番25号　緒方方
債務者　宮本　知恵（旧姓古賀）
１　決定年月日時　平成26年２月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３０号
熊本市南区御幸笛田７丁目８番60号
債務者　川邊　由佳
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０５号
山口県光市岩狩１丁目４番１号
債務者　川本　武男
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで　山口地方裁判所周南支部